

第4 裁判外紛争解決機関（ADR）

1 ADRの必要性

司法制度改革審議会意見書は、ADRの存在意義として、「社会で生起する紛争には、その大小、種類などにおいて様々なものがあるが、事案の性格や当事者の事情に応じた多様な紛争解決方法を整備することは、司法を国民に近いものとし、紛争の深刻化を防止する上で大きな意義を有する。裁判外の紛争解決手段（ADR）は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性を活かした解決、プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決、簡易・迅速で廉価な解決、多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細かな解決、法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決を図ることなど、柔軟な対応も必要である」と述べている。

確かに、社会生活上生じる様々なトラブルの解決手段として、多様な制度が用意されていることは、市民に多様な法的解決の場を提供するという意味で重要である。また、市民がどのような紛争解決手段を選択するかは、トラブルの深刻化の程度と費用負担能力などの複合的要因によって決定されるのであるが、その選択の結果によって法的解決とかけ離れた、もしくは当事者の意図と異なった解決がなされることのないこと、すなわち、法の支配を貫徹することがADRの存在意義である。

2 ADR利用促進法の制定

2004（平成16）年12月1日、ADR基本法ともいうべき「裁判外紛争解決手法の利用の促進に関する法律」が公布され、2007（平成19）年4月1日に施行された。この法律は、第1章・総則、第2章・認証紛争解決手続の業務（法務大臣の認証、基準、欠格事由など）、第3章・認証紛争解決手続の利用に係る特例（時効の中断、訴訟手続の中止、調停前置に関する特例）、第4章・雑則、第5章・罰則、附則によって構成されている。

また、ADR基本法で時効中断、訴訟手続の中止、調停の前置に関する特則などの法的効果が与えられることになった。

3 ADRと弁護士法72条

ADR基本法制定後は、様々なADR機関が創設された。しかも、弁護士が主宰者とならない形態も法律上は可能である。

しかし、それらのADR機関が市民の法的権利を十分に擁護するものであるかなど検討する必要がある。

また、主宰者の他に、隣接専門職種について、ADR手続代理権をどのように認めるかの問題があるが、これについては個別の各士業法で立法的解決が図られた。

すなわち、隣接法律専門職種については、①認定司法書士に一定の範囲で仲裁手続の代理権、筆界特定手続の代理権が認められ、②弁理士の仲裁代理業務が調停、あっせんを含む裁判外紛争手続についてのものであることを明確化し、ADR手続代理業務の対象に著作物に関する権利に関する事件が追加され、③特定社会保険労務士に、一定の公的ADRにおける代理権と一定の民間紛争解決手続においては紛争価額が60万円以下の単独の、紛争価額60万円を超える場合は弁護士と共同の条件で代理権が認められ、④土地家屋調査士には筆界特定手続の単独代理権が、認定土地家屋調査士には一定の民間紛争解決手続において弁護士と共同の条件で代理権が認められた。

4 ADR機関の評価

ADR機関として、海運集会所の仲裁（TOMAC）、国際商事仲裁協会（JCAA）、日本商品先物取引相談センター、日本知的財産仲裁センター、独立法人国民生活センター、財団法人家電製品PLセンター、境界問題相談センター、建設工事紛争審査会、財団法人交通事故処理センターなど、多くのADR機関がADRを実施しているが、その程度において様々である。

弁護士会には、2013（平成25）年4月現在、全国で35センター（32弁護士会）が設置されている。2011（平成23）年度の受理件数は1,336件である。解決事件は、ほとんどが和解・あっせんによるもので、仲裁によるものはわずかである。東京三弁護士会で実施されている医療ADRは、医療過誤などの専門性のあるADRを積極的に実施し、評価されている。

今後は、我が国の市民生活及び中小企業を含めた経済活動のグローバル化が進む現状を踏まえて、国際家事相続案件や中小企業の海外展開案件に携わる弁護士が関係先各国の弁護士と容易に連携しうるように、弁護士会間の友好協定に加えて個々の弁護士間の国際的ネットワークを促進すること、また、国内における国際仲裁及び調停手続へのアクセスを容易にするため、紛争解決機関が入居して審理を実施する新たなセンター等の施設整備を促すことなどが、重要な課題である。

5 原子力損害賠償紛争解決センター

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災の際に東京電力株式会社の福島第一、第二原子力発電所での事故による被害者に対して、迅速に、円滑かつ公正に紛争を解決するために、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとに原子力損害賠償紛争解決センターが設置された。センターでは、被害者の申立てにより、弁護士などの仲介委員らが原子力損害の賠償に係る紛争について和解の仲介手続を実施するものであり、数万人と言われる被害者の救済手続として期待されてきた。上記審査会では、紛争解決の指針として原子力損害の範囲の判定などに関する中間指針を同年8月5日に公表した。申立ての受付は同年9月1日から開始され、すでに3年以上経過しているが課題も多い。

すなわち、①数万に及ぶと言われる被害者に対する賠償手続をどのように迅速に解決出来るか（一応、3ヶ月を目途としているが）、②自主避難者への損害賠償など、中間指針に記載のない被害者への損害賠償をどうするか、③財物評価などの中間指針とは異なる賠償請求についてどう

するか、④東京電力がどれ程この手続での解決に積極的か、などの諸問題が相変わらず存在し、解決していかなければならない。

原子力損害賠償紛争解決センターの現状と課題についての詳細は第7部第5参照。